

(別紙)

蜜蜂への農薬危被害防止対策

1 養蜂家・養蜂組合と生産者・農協の対応

現地において、養蜂家・養蜂組合と生産者・農協が協議のもとに対策を講ずることを基本とする。

(1) 養蜂家・養蜂組合の取組

- ア 周辺農家への巣箱位置の周知
- イ 巣箱の移動と蜜源・花粉源の確保
- ウ 養蜂家等（養蜂組合員、非組合員、他県養蜂組合等）への情報提供
- エ その他、農薬危被害防止のために必要な事項

(2) 生産者・農協の取組

- ア 害虫防除内容（散布地域、散布日、農薬の種類等）の情報提供
 - ・ 水稻、大豆、りんごなど、地域一斉に農薬を散布する作物については、養蜂組合に対し、地域の防除計画を年度当初に通知する。
 - ・ 各地域の詳細な防除内容は遅くとも1週間前までに養蜂家に通知する。
 - ・ 農薬の散布は、蜜蜂の活動が最も盛んな時間帯（午前8時～12時）を避けること。
- イ 適期防除の徹底（効果的な病虫害防除と危被害防止）
- ウ ほ場衛生管理の徹底（下草の除草など。ほ場内の作物が開花していなくとも、雑草等が開花していると蜜蜂を誘引することとなる）
- エ その他、農薬危被害防止のために必要な事項

2 県の対応

(1) 情報提供と当事者間の調整

- ア 生産者・農協と養蜂家・養蜂組合が協議できる場の設定（広域振興局）
- イ 養蜂組合に対する市町村防除計画、無人ヘリ防除計画の情報提供（病虫害防除所、農業普及技術課）
- ウ 養蜂家を対象とした、市町村への広報等を活用した農薬危被害防止の注意喚起の依頼（農業普及技術課、畜産課、広域振興局）
- エ 関係機関・団体等への危害防止の注意喚起と情報提供（農業普及技術課、畜産課、広域振興局）

(2) 農薬の安全使用指導

- ア 農薬散布時の蜜蜂への配慮の注意喚起（農業普及技術課、病虫害防除所、農業改良普及センター）
- イ 発生予察情報、指導会資料、技術情報等を通じた生産者への指導（病虫害防除所、農業改良普及センター）
- ウ 農薬管理使用アドバイザー（農薬販売者、生産者、関係機関・団体）への農薬危害防止の周知・指導（農業普及技術課）
- エ 農薬による適期防除と畦畔除草など耕種的防除を組み合わせた総合防除の推進（病虫害防除所、農業改良普及センター）

3 農薬卸売業者（全農岩手県本部、農薬卸商業協同組合）、農薬販売者の対応

小売業者、傘下団体、販売先への農薬危害防止の注意喚起